

★ 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則（規則第二号）（学事課）

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十一年二月二十三日

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第三号）（建築課）

一 改正の要旨

建築士法の一部が改正されたことに伴い、広島県指定登録機関に係る規定の整備、引用条項の整理等を行うとともに、二級建築士及び木造建築士の免許証の様式を改めるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年二月二十三日。ただし、二級建築士及び木造建築士の免許証の様式を改めるなどの改正規定は、平成二十一年四月一日